

議員全員協議会会議録

平成25年5月30日

宮 古 市 議 会

平成25年5月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(5月30日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
説明事項(1)	4
説明事項(2)	16
説明事項(3)	22
説明事項(4)	29
協議事項(1)	30
協議事項(2)	31
協議事項(3)	33
閉 会	34

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成25年5月30日（木曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （1）宮古港藤原地区海岸防潮堤整備について
- （2）閉伊川水門管理橋について
- （3）農林業系副産物の焼却処理について
- （4）人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案について

〔協議事項〕

- （1）選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- （2）第6回議会報告会について
- （3）その他

出席議員（27名）

1番	高屋敷	吉蔵	君
3番	竹花	邦彦	君
6番	落合	久三	君
8番	須賀原	千工子	君
10番	坂本	悦夫	君
12番	橋本	久夫	君
14番	中里	榮輝	君
16番	中嶋	榮	君
18番	横田	有平	君
20番	工藤	小百合	君
22番	宇都宮	勝幸	君
24番	古舘	章秀	君
26番	北村	進	君
28番	前川	昌登	君

2番	加	藤	俊	郎	君
5番	長	門	孝	則	君
7番	茂	市	敏	之	君
9番	近	江	勝	定	君
11番	田	中		尚	君
13番	松	本	尚	美	君
15番	坂	下	正	明	君
17番	伊	藤		清	君
19番	藤	原	光	昭	君
21番	高	橋	秀	正	君
23番	崎	尾		誠	君
25番	内	舘	勝	則	君
27番	佐々木	重	勝		君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項 (1) (2)

市	長	山	本	正	徳	君
副市	長	名	越	一	郎	君
都市整備部	長	高	峯	聡	一郎	君
都市計画課	長	盛	合	光	成	君
港湾振興課	長	小	成	勝	則	君
岩手県土整備部	県部	高	橋	正	浩	君
河川課	河川課					
担当課	長					
岩手県土整備部	県部	吉	田	健	一	君
河川課	主査					
宮古土木	一	柚			亨	君
七川港湾課	長					
宮古土木	一					
七川港湾	主査	千	葉	幸	司	君
総括						

副市長	山口公正君
産業振興部長	佐藤日出海君
建設課長	太長根浩君
産業支援センター所長	中嶋良彦君

岩	手	県
土整備	部	
川課主	任主	査
岩	手	県
港土	整	部
港湾	灣	課
宮担	当	長
七古	士	木
復興	タ	一
課ま	づ	り
宮古	く	長
七ン	土	木
災害	タ	ム
総復	チ	査
	括主	

馬	場		聡	君
佐々木	一	彦	君	
戸	来	竹	佐	君
小	國	正	光	君

説明事項 (3)

市民生活部長 熊谷立行君

環境課長 松下 寛 君

産業振興部長 佐藤 日出海 君
農林課長 菊地 俊二 君
川井総合事務所
長 櫻野 甚一 君
宮古地区
広域行政組合
事務局 長 田崎 義孝 君

産業支援
センター所長 中嶋 良彦 君
農林課副主幹 伊藤 哲 君
川井産業振興課長 佐々木 均 君
宮古地区
広域行政組合
施設課 長 鈴木 登志美 君

説明事項（４）

市民生活部長 熊谷 立行 君
市民相談室長 佐藤 裕子 君

生活課長 山崎 忠弘 君

議会事務局出席者

事務局 長 中村 俊政
主 任 菊地 政幸

次 長 佐々木 純子

開 会

午前10時30分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は27名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古港藤原地区海岸防潮堤整備について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）と（２）について、本日は岩手県の担当者の皆さんにご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明事項の１、宮古港藤原地区海岸防潮堤整備についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） 宮古港藤原地区海岸防潮堤整備につきまして、そして閉伊川水門管理橋につきまして、一言私のほうから説明なりご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

藤原地区の海岸防潮堤整備、これは皆様ご存じのように、平成24年3月27日に、宮古市と宮古商工会議所の連名でもって藤原地区の防潮堤の法線の変更についてという要望を岩手県に行ったわけでありまして、同年4月27日に、災害復旧事業ではこの実施は非常に難しいという県よりの回答があったところではありますが、その後、県及び国のほうの関係機関に対しましても、財源を含めまして何とかこの法線の前出し案といいますが、それを行っていただけないかということ強く要望をし続けてきた結果、この整備につきましてめどがついたというふうなことが県のほうから報告がありまして、本月全員協議会でもって岩手県のほうから皆様に説明をさせていただくこととなったということでありまして、藤原地区のこの海岸防潮堤の整備によりまして、前出し案でございますが、藤原埠頭内で操業している事業所の従業員の安全の確保、それから工業用地の有効活用、そして木材流出による被害の防止等、宮古市の復興に資する大変大きな事業となるというふうに思っております。国、特に国土交通省でございますが、県等の関係者にこれは感謝するとともに、議会及び市民の皆様のご理解を得て事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、閉伊川水門管理橋につきましては、1月22日の議員全員協議会で説明をした際に、議員各位から要望がありました歩道設置について、岩手県に検討をしていただいていたところではありますが、県のほうから、その資料が提示をされております。それを受けまして、市の方針をここで説明させていただき、議員各位のご理解をお願いしたいというふうに思っておりますので、きょうはどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（前川昌登君） それでは、ご説明のほうよろしく願います。

高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 岩手県県土整備部河川課河川海岸担当の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは、お手元にお配りしているこの宮古港藤原地区海岸防潮堤整備についてという資料でもって説明いたします。先ほど、市長さんのほうから藤原の前出しの経緯とかをご説明いただきましたけれども、この資料でポイントになるところを記載しておりますので、その内容についてご説明いたします。

まず、この図面の見方です。平面図がございまして、赤のラインが新しい防潮堤のラインになります。それ

と、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、緑のぼちぼち、点線が、今までの防潮堤のラインというふうな見方をしていただければと思います。したがって、今までの緑のぼちぼちの防潮堤のラインから、あと海のほうに赤いラインが前出しになったというふうなことをイメージしながら、この資料を見ていただければと思います。

それと、左側のところに、今回前出しすることによってどんな効果があるのかということをも3点、ここで説明させていただきます。先ほど市長さんもおっしゃられていたように、まず工業用地内の事業所の従業員の安全が確保されるというようなことがあります。当然、L1津波、いわゆる頻度の高い津波、宮古湾については標高10.4mという高さのものを防潮堤で築きますので、この工業用地内で作業している事業所の従業員の安全が確保されるということが1点と、2点目、やはり新しい企業誘致など、港湾用地の有効活用が図られるということが期待できるということ、あと3点目は、既設防潮堤の背後のところがいわゆる二線堤みたいになります。それで、東日本大震災のような最大クラスの津波に対する浸水とか、あと、今も工業用地内に木材とかありまして、実際3.11のときに木材が流れ出して、背後のほうに被害が及んだということもありますので、そういうふうな工業用地内の材木の流出が軽減されるということが期待されます。

それと、右側の下のところに具体の図面、どんな防潮堤の断面かというのが、あくまでもこれイメージ図です。この見方は、緑のところが今まであった防潮堤のイメージです。そして、防潮堤の前出しをすることによって、赤の防潮堤が築かれるよということで、それで高さは標高10.4m、それと臨港道路というところに標高がプラス2.5mと書いていますので、10.4から2.5を引くと大体7.9というから、大体8mぐらいの高さの防潮堤が築かれますよということを、ここでは表示しています。

それと、ここの防潮堤、ただこうやって壁だけつくと、当然津波が来た場合、ぱたっと倒れるような感じになりますので、下のほうには底版という版を、それとさらに下のほうにはくいを打って、倒れにくいような構造にしたいというふうに考えております。

それでは、次のページをお開き願います。

今後のスケジュールをここで表示しております。

今回、5月30日、全員協議会ということで、それと、今回この全員協議会が終わりましたら、地元の方々に再度前出しをします、どんな計画なのかということを説明したいというふうに考えています。6月中を予定しております。それと、設計も同時並行に進めて、工事は平成25年度中に発注して、そして我々としては、平成27年度末までの完成を目指して進めたいというふうに考えております。

以上で、私のほうからの説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問があれば挙手願います。

松本議員。

○13番（松本尚美君） この前出し案については大いに期待していた部分でございますので、個人的に大いに評価をしたいと思っています。

質問なんですけれども、岸壁、そして工業用地を分断といいますか、この中に区分けするような形で防潮堤が前出しされるんですけれども、地盤沈下による岸壁の高さのいわゆるかさ上げ、それは並行的にやっていく予定ですか。担当が違うかもしれませんが。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） 宮古土木センター河川港湾課長の杣でございます。よろしくお願いいたします。

今、松本議員のほうからは、防潮堤の整備についてはよろしいのではないかとということと、あわせて岸壁のほうの整備ということで、今、国土交通省のほうで、この藤原地区の岸壁については災害復旧の工事を進めて、いわゆる岸壁の直背後のエプロンという船に積み出す荷物をさばくスペース、そこについては国土交通省のほうで災害復旧を進めているところでございます。さらに、その荷物をさばくスペースから、ちょうどこの図面で申しますと埠頭用地というような表示をしておるところがございます。それらについては、県のほうでその埠頭用地のかさ上げとか現地の調整をしながら、そちらの整備も現在一部進めておりまして、これからまた発注して進めていくこととしております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） わかりました。

そうしますと、エプロンは国で対応していただくと、そして用地については県のほうでかさ上げをするということですね。そうしますと、今度工業用地そのもののかさ上げはされる予定ですか。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） 工業用地につきましては、今、既にもう企業さんのほうの用地になっておりまして、現在のところはその企業さんの、県としてはそこは県の事業ではかさ上げはする予定はございません。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 確かに、今、工場等も張りついて、先ほど確認した部分では、今度つくる防潮堤からいわゆる海に、ここの部分についてはかさ上げをすると、現状の工業用地についてはかさ上げをしないというふうに聞こえるんですが、そうすると、段差というか地盤の高さが変わってきますよね。そうすると、工業用地が相対的に低くなるということが考えられるというか、なると思うんですよね。そのときに、この排水対策等々についてはどう考えていますか。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） ちょっと私のほうの説明が不足していた点もございますけれども、藤原地区につきましては、もともと岸壁の高さが高く整備されまして、今回広域地盤沈下で50cm程度、大体宮古湾のこの港湾の区域では沈下しておるところですけれども、著しいかさ上げはしないことでも十分船の接岸とかそういうのはできるということで、今はそういう大きな沈下というのかかさ上げではございませんけれども、いずれにしても3.11で被災したコンクリートの舗装面とか、そういうところの復旧、もしくはやっぱり若干沈下しているところはかさ上げになるところもありますけれども、著しい段差というのは生じないこととなっております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そうしますと、かさ上げというのは50cmを平均的に上げるのではなくて、基本的にはかさ上げはしないんだと、場所によってはもとに戻すというか、合わせるという程度の話ですか。わかりました。

そうしますと、工業用地そのもの自体はかさ上げ、なかなか難しいというのが頭にあるんですが、いずれにしても仕切るということになりますと、水門とかいわゆる出入り口、そこは水門の設置になるんだろうと思

うんですけれども、そういった水門設置して、工業用地の排水がスムーズにできるというのも当然考えた中で着手するということでしょうか。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） これから企業さんとのそういう調整をしながら、そういう門扉の設置する位置とか、あるいは車両出入りとかありますので、なおかつ、これから詳細設計を今度進めてまいりますので、その中で排水とかそういうところも含めて進めてまいりたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） まず、今回の新設防潮堤による効果ということで、いわば今回示されました当初計画になかった海岸防潮堤の効能を冒頭お話いただきました。

しかし、私は非常にちょっと違和感を持って受けとめているわけでありまして、1つは、この防潮堤の今回の沖出しの線形です。これは田老町の津波の際に、よく新聞報道でも紹介されたわけでありすけれども、いわば津波のエネルギーをせきとめるような人工の構築物というふうな形につきましては、ある方は、これは設計ミスですよというふうにおっしゃる方もおりました。田老の第1防潮堤のことですよ。今回示された図面を見ていると、文字どおりその焼き直しの印象を私は持っております。昭和8年の田老町の防潮堤、いわば第2線堤に位置づけられる部分なんです、あれは当時紹介されたわけですが、いわば津波のエネルギーを受けとめながらかわすというふうな形で、ちょうど弧型の形、弧といいますかこういう形で、いわば曲線で受けとめながらいなすということが、当時大変評価されたとは私は受けとめております。他方、岩手県内では大船渡、釜石、それぞれ湾口防が第一波でもろくも崩れ去ったと、共通して崩れ去ったと。なおかつこの東日本600kmの河川海岸線の中で、本来の津波の備えとしてつけられた防潮堤、これの大半が皆壊れているということから、今回言われておりますように、シミュレーションもそうなんですが、壊れないことを前提にと、いわば前提条件が非常に、私に言わせると、ある意味責任逃れの部分をちゃんと用意しているなど、私はそう思っているんですよ。壊れたときはどうしようもありませんよというのがその中に入っているんですよ、シミュレーションの前提条件に。そうなりますと、今回壊れないようなものをつくるといいますけれども、それは当然湾口防にしても、あるいは現実に今ある防潮堤にしても、壊れないような形で設計をしてできていると思うんですよ。それが壊れたのは何なのか。いや、想定以上に津波のエネルギーが大きかったんですよというふうにおっしゃっているようでありすけれども、そこから今回じゃ酌み取ってどういうふうな構造計算でつくろうとしているのか、全然どこにもそういう情報を私は耳にすることがありません。したがって、今お話をしているわけなんです、そこは基本的にはどういう考え方ですか。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、田中先生がおっしゃった内容としましては、防潮堤の構造計算について、例えばどのような津波を配慮して計算しているのか、それに対してどんな丈夫なものになっているのかというようなご質問かなというふうに受けとめました。

それに関しましては、まず対象となる津波については、L1、いわゆる頻度の高い津波というふうなものが対象になります。そこまで津波の高さが来ても、今回のような藤原地区の防潮堤、縦の壁なんですけれども、それが壊れないと。どういうふうにして壊れないかというと、まず材質はコンクリートです。中には鉄筋も配筋しております。それと、下のほうには版を、私らが言うには逆Tというんですけれども、Tの逆のもので擁壁をつくって、さらにそれだと地盤がまだ弱かったり、あとは3.11のときこんなことがありました。液状化現

象というのがところどころで、いわゆる埋立地とかのところがありました。それに対する対策も、今回新たに組み込んでおりまして、したがって、くい太さとか長さとかも、そういうのを液状化対策とか、あと地震動に対する対策をしっかりとって、それでL1の津波に対して壊れないというふうな構造にしております。まずそれが1点です。

あとは、3.11のような最大クラスの津波が来た場合、当然防潮堤計画よりも越えますよね。その越えたときに、あの3.11の際に裏のところが洗掘して、それでばたっと壊れたというところがあちこちで見られました。したがって、我々は最大クラスの津波が来て、落ちてでも底が掘れにくいようにしたいという、それはどうやるかということ、あるところでは矢板を打って、掘れてもその防潮堤が壊れない、今回のような場合は、例えばコンクリートの底版を長くするとかというふうなこと、実際国とかでもう仙台南海岸というところで防潮堤の工事をやっております。そこでは、今、私が言ったような構造でもって、最大クラスの津波が来てでも壊れにくい、いわゆる粘り強い構造でもって施工を着々と進めていますし、我々も国の基準でもって進めようと思っていますので、設計方針としては、今、私が言ったような設計方針で進めたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） L1津波対応で考えているし、なおかつ、今回のような越波の状態が生じてでも倒壊に至らないような、そういうきちとした設計で対応するということでもありますので、それはそれとして、設計上はある意味安心が出るのかなというふうに理解をいたしますけれども、しかし、やっぱり何よりも今回の最大の教訓は、危ない場所にはやっぱり住まないということを原則にするというのがあると思いますね。ですから、住民の場合に、やっぱりそのための制度として防災集団移転促進事業というのがありますし、やっぱり漁村部におきましてもそういうようなことがやっぱり出ているというふうに思うんです。

今回は、いわば埋立地というこの臨海工業用地、しかも本来海だったところを埋め立ててできたところ、お話ありましたように液状化の問題も大変大きいのがありまして、それもしっかり対応するということになると、これ事業費は説明がないんですが、一体どれくらいの事業費で完成する見込みなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 高橋河川港湾課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今のところ概算工事費を算定したところ、約93億円というふうな予算を確保しております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） そうしますと、閉伊川の水門が約180億円というふうに私、記憶しておりますけれども、実際上示された数字は140億円台だったと思うんですが、うちの県議のほうにちょっと閉伊川の水門、その後どうなっているんだというふうに聞いたら、詳細設計ができた段階で、ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、これが約100億円近く、宮古市の防災対策事業とすれば、さらにプラスになると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

そうなった場合に、閉伊川の水門は当初の説明した数字の範囲内ですということだったんですが、うちの斉藤県議から聞いたお話によりますと、ちょっと数字が変わっているのかなという私の記憶もありましたので、ここは事務方の皆さんからお話をいただいたほうがより正確かなと思いますので、そこの2点をお伺いしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、田中先生がおっしゃっているのは、閉伊川の

水門の事業費ということでしたので、今、設計を詰めているところなんですけれども、約150億円というふう
に今、算定しているところです。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） そうしますと、先ほど高橋課長さんのほうから、いわばお答えのなかった部分なんです
が、今度線形ですね、こういう形でいわば四角の部分で升を置くような形の防潮堤のラインというものは問
題ないのかどうなのか、ちょっと実際問題、田老地区は10.3mの防潮堤があるから大丈夫だということで逃げ
なかったというのが被害を大きくしたということが言われておりますので、今回同じような意味で、事業所の
従業員の安全が確保される、私は結果として波が来ないことがあっても、やっぱり逃げるのが人間の安全の
基本にすべきだということが、今回の中央防災会議の基本的な考え方だろうと思っているんですよ。それをこ
ういうものができるから安全が確保されますよということになれば、私は田老の悲劇を繰り返すんじゃないか
というのを危惧するわけでありまして、こういう説明の仕方は私はうまくないと思うんですが、いかがでしょ
うか。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、田中さんがおっしゃったのは、まず防潮堤の
線形のことだというふうに感じております。特に、この図面を見ますと、いわゆるくさび形になっているところ
を先生はおっしゃっているのかなというふうに考えております。

具体にお話ししますと、右側のほうの災害復旧事業区間と、赤の縦の線が結構くさび形になっておりますの
で、これはあくまでも外面図でして、これから詳細設計を進めていきますので、その線形、私らも田老の件は
いろいろな専門家の方とかからもいろいろアドバイスいただいております。当然、津波がくさびのところは集
まります。だから、どうにかしてスムーズな線形とかというふうなご意見いただいておりますので、そういう
のを考慮した格好で線形を考えて詳細設計したいと思えますし、あと先生おっしゃったのは、この防潮堤がで
きることによって安全になるんじゃないか。私は舌足らずな面は申しわけないと思っていますけれども、あく
までも津波注意報、警報が来たらまず逃げるとというのが大前提です。3.11の津波が云々じゃなく、これからど
んな津波が来るものかわからない、したがって、やはり注意報、警報が出たらまず避難というのが、それは大
事だということを、すみません、最初に言うべきことを私はお話ししなかったのを、ここで追加させていただ
きます。よろしくお願いします。

○11番（田中 尚君） 議長、最後になります。

いわばこの今回の防潮堤による効果の中で、同じような意味で、工業用地内の材木の流出が軽減されると、
こういう説明がございました。いわば事業の効果として、国なりにこの事業を採択してもらうための効能とい
うふうに私は受けとめているわけなんです。現時点でも、例えばいわば荷物を置く場所に、木材なんかは流
出を防止しなければならない、そういう義務があるはずだということを伺ったんですが、それはどうなんです
か、あるのかないのか。もしそうだとすれば、今回の宮古湾内の木材の流出は、改めて100億円近い防潮堤を
つくってその軽減が働くんだというのは、ちょっと議論が違うんじゃないのかなという思いがしてござい
ますので、そこは確認も含めてそういう質問を行わせていただきます。

今回の場合ですと、例えばある企業さんが木材をちゃんと流出しないように、低気圧のことがありますから、
そういういわば義務があったのかなかったのか、ちょっと専門外でおわかりにならないとすれば、宮古市のほ
うの詳しい方もおるのではないのかなと思います、両方に伺っておりますけれども、どうでしょうか。流出防

止装置が法律上ある、なし、なければ後で調べてお返事をいただきたいと思います。

私からは以上だけです。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） いろいろ議論があるところであります。例えば大船渡におきましては、湾口防波堤ということでございました。そして、あちらにも宮古と同じグループ会社がございました。その中で、大船渡市議会の中、あるいは大船渡市役所が県に対して、かねてから危険なので木材の流出対策をするようにということを言っていた経過も、震災後ですけれども知り得ました。当宮古にとりましては、藤原埠頭におきまして、北星株式会社が合板用の素材となるものをつくっていらっしゃる、そこで輸入材であれ地域材であれ、原材料となるものを蓄積しているという事実がございます。

そこで、私どもといたしましては、そういったことに対して危惧を抱いていらっしゃる方もあったのは事実でございました。そこで調べました。ただし、よくわからないというのが正直なところでございます。かつて、ラワン材って、昔、フィリピンから入っていた時代には、そういったような対策をしていて、そういったような金具をつけていたといったようなお話をする方もございます。

現在のところ、今、私どもが考えておりますのは、震災後、震災によって実際に木材が住宅地の中に入ってしまったというのも事実でございますので、そういった安全対策をきちんとするというようなお願いもしておりますし、ただ物理的にいろんなとめ金をつけた程度では、実際にあの津波を見てみると非常に難しいのもわかります。そういった意味で、やはり今回国・県のほうにいろいろお願いをいたしまして、こういったことで前のほうに高い防潮堤を前出しすると、そういったことによって、事実上津波による木材の流出を防ぐことが可能になるものというふうに私は考えております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○3番（竹花邦彦君） 竹花です。

確認の点も含めて、2点伺いをしたいと思います。

まず最初に、確認の意味で改めて伺うわけですが、既設の防潮堤は当然残った上で、新たに前出しをされる防潮堤、つまり2つの防潮堤、二線堤になるという理解でよろしいかということを、最初にまず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、竹花議員さんおっしゃった、いわゆるこの図面という緑の点線のところが今ある防潮堤なんですけれども、これはそのまま残ります。したがって、2つの堤防ができるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○3番（竹花邦彦君） 2点目であります。

この図面を見て、いわば工業用地内への道路をどう確保するかという点であります。先ほど、現在の臨港道路があるわけですが、当然新たな防潮堤によって、埠頭用地のほうへは門扉、あるいは水門等、これについてはそこに立地をしている企業の皆さんと相談をしながら場所、位置を決めたい、こういうお話でありました。問題は、この防潮堤の内側にある立地をしている各企業、あるいは工業用地内にどういう形で行くかということがあります。つまり、既存の臨港道路からいわば門扉、水門等をくぐって一々工業用地に出入りをする形になるのか、ちょっと私、やっぱり非常に不便だろうと思って。したがってそうなると、工業用地内に

新たな道路整備が必要になってくるのではないかと、そういうふうにも思うわけですが、今のところ県のほうでは工業用地内へのいわば通路といいますか道路といいますか、こういったものについてはどうお考えなのか、このことを少しご説明いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） ただいま防潮堤の、今度は工業用地側のほうへの道路の計画ということのご質問でございました。

これにつきましても、これから詳細設計を進める中で検討して、利便性の確保を含めまして、あと安全性、そういうところも含めて調査設計のほう進めてまいりたいと思っております。

○議長（前川昌登君） 竹花議員。

○3番（竹花邦彦君） そうすると、県として計画は今のところ持ちあわせていない、今後企業との協議の中で、そういったものについてはどうするかということを検討していきたいというお話であります。当然、工業用地内にありますから、それぞれの企業さんが土地はお持ちになっておりますので、新たな工業用地内道路を張りつける場合は、当然用地の買収になるのかどうなのかという問題も含めて用地の取得は当然必要になるわけにありますよね。しかし、この設計を見る限り、やっぱり臨港道路から門扉を一々くぐってそれぞれの企業用地内に入っていくというのは、非常にトラック等のあれも多いわけでありまして、企業の活動についてもかなり不便だろうと、こんな思いをしながら先ほど図面を拝見をしておりまして、ぜひ工業用地内のいわば道路の堆積物整備といいますか、もちろん幅員の問題もありますし、工業用地がその分狭くなるというさまざまな問題はあると思いますが、その点については企業さんの活動に支障がないような状況の中でぜひ検討していただきたいというふうなことを申し上げて、私のほうからは以上であります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 落合です。

1つは、そもそもこの藤原の前出しする防潮堤がL1の津波を想定してということなんですが、今までずっとこの水門だけでなく防潮堤の整備、これは藤原地区だけでなく、宮古湾全体を10.4mにしていく整備方針の根本は、3.11の最大値の津波を想定してというふうに理解しているんですが、今回の藤原地区の防潮堤整備は、L1津波というのはどういう違いがあるのかなというのをちょっと最初に、前提になる問題ですが。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、落合さんおっしゃったのは、津波の防潮堤の高さというのは、3.11の津波高さをもとにして考慮した形で整備すべきじゃないのか、するというふうに認識していたんだけど、というふうなご質問ということで解釈してよろしいでしょうか。

あくまでも頻度の高い津波、L1に対してあの防潮堤、標高、TP10.4mの高さでもって宮古湾は守られる、ハードでもって守られますよということです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） ちょっと少しばけました。今のはいいです。

それから2つ目ですが、ちょっと一番最初に、なぜここをこういうふうに前出しして整備するかという理由を最初説明あったんですが、非常に素朴に思うのは、神林のほう、いわゆる木材港のほう、ここは現在はいちよつと被災していますが、カキ養殖漁家が県からこの場所を借りて、カキ小屋等を整備している、もっと先っぽのほうに行くと、橋本議員が中心になっていろいろこの間やってきたいいわゆるヨットハーバー等もずっと続

いていて、ここは皆さんご存じのように宮古商業高校、宮古高校のヨット部の生徒たちも、今回の津波のときも直接的な人命上の被害はなかったんですが、そういう場所が一方であるんですが、ここの岩見さん側のところでこの太い、新たに前出しする整備は終わっていて、神林のほうはないということは、多分既設の防潮堤を10.4mにかさ上げするというので、こっちのほうは対応しようということだと思うんですが、そうしてほしいという意味ではないんですが、その整合性という点で聞くんですが、神林方面のほうは、こういう前出しするというふうには考えなかったんでしょうか。もしそうであれば、神林方面のはそうならなかった理由はどういうふうに判断されたのかというのをちゃんと聞いておきたいなと思います。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） ただいまのご質問は、神林のほうの防潮堤の整備の方針、考え方ということのご質問だと思います。

神林地区の防潮堤整備につきましては、既存の今の防潮堤がございます。そちらを、やっぱり宮古湾同一の高さ、TPでいいますと10.4mという高さで整備することとして、現在、施工契約済みになりまして、現地で今、着工の準備しているところでございます。

それでは、なぜ神林のほうは前出しとかそういうのはないのかということの2点のご質問と理解しておりますけれども、いわゆる神林のほうの港につきましては、こちらの藤原埠頭でいいますと、ここの言う埠頭用地という部分だけで工業用地がないということも踏まえまして、県としては、防潮堤の整備は既存防潮堤をかさ上げすることで災害復旧事業のほうを申請いたしまして、それで認められ、それで進めることということで考えております。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） だと思いますね。要するに、少なくない工業用地があって、そこで働いている人もいるということだと思うんですが、こっちの神林のほうは工業用地でもないし、そういう施設がいっぱいあるわけではないんですが、毎日のようにここもいろんな人が出入りする場所なので、そこはどういうふうに判断されたのかなという、これは単純な疑問でしたので聞いたわけです。

それから、3つ目ですが、この閉伊川水門の近くのところ、災害復旧事業区間というのでブルーの濃いちょっと厚みのある線が引いてあって、そのすぐかぶさるように緑の点線で従来の防潮堤の位置が示されているんですが、この災害復旧事業区間のブルーの線なんですが、これは災害復旧事業区間だから、ここはどういう意味ですか。しかもこれはブルーの部分の部分を新たに作るというふうには理解しないんですが、今ある防潮堤を10.4mに復旧するという意味だと思ったんですが、そうですか。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、落合さんおっしゃったとおり、既設の防潮堤はそのまま生かして、その上にかさ上げすることです。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） 最後ですが、先ほど竹花議員も質問したんですが、私ももう一つ、工業用地と埠頭用地の出入り、これ従来だとレストラン五右衛門のところからずっと入ってきてのところがこの一番大きい道路で、今もあそこにはゲートみたいにして、作業員以外の方の車の出入りをチェックしているんですが、ここが一番大きい道路で、仮に今後いろんな船が入ってきて荷物をおろす、または客船が入ってくる等々のときに、当然メインとなる道路をどこにどうするかというのは、これは関係者の意見を聞いてというのはもちろんそうだと

は思うんですが、やっぱり構想はあるんじゃないかというふうに思うんです。しかも、ちょっとした道路ではだめだと思うんですよ。そうなった場合に、先ほど竹花委員が言った水門にするのか、そこら辺のところはどういうふうに基本的に考えているのかというのを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） ただいまのご質問は、港湾のほうに入ってくる道路のメインの考え方ということで、やはり今、既存の、今お話がありました工業用地に入る石川さんのところ、そこが一つのメイン、もう一つは、閉伊川に近いほうに宮古港運さんのほうの道路、その2本が大きなメインの道路となります。

今、私どもでちょっと今後検討していきたいと思っているところは、ここには今、門扉ありますけれども、これは45号線とのいろんな縦断の勾配とかも考えながら、例えば門扉を乗り越せるようにできれば安全にできるなどというのも、アイデアとしては1つありますので、その辺が技術的に可能かとかも含めて、いずれメインの道路というのは、既存のこの2カ所を前提に、そういうところも踏まえながら調査してまいりたいと思っておりました。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○12番（橋本久夫君） 橋本です。

私のほうから、今、落合議員さん、それから竹花議員さんが言ったことにも通じるんですが、全体像としての宮古港の考え方をちょっとお伺いしたいんですが、この整備については港湾戦略の中で示された計画がこういうことなんだろうなということは理解はしているわけなんですけれども、いずれこの宮古港を将来的に、あくまでも工業港にしていくのか、こういうふうに防潮堤で囲むことによって、要するに我々市民が港、親水域というものを実感できる場所になっていくのか、こういうふうに囲まれることによって、どんどんどんどん親水域というか、要するに船が来た、いろんなイベントがあっても、もうこの港に気軽には入れなくなっていく状況になっていくのかということが1つです。ですので、例えば先ほどの通用門の話にしても、例えば本当に市民が港というもの、海というものを実感するために、この港に気軽に親水域として行けるような、そういうビジョンもこの中に含まれていくのか、もう防潮堤で囲んでしまったから、もう港は市民から離れていくんだよという考え方がその中にあるのか、ちょっとひとつそこら辺のビジョンを聞かせてください。

○議長（前川昌登君） 佐々木港湾課長。

○岩手県県土整備部港湾課港湾担当課長（佐々木一彦君） 港湾課の佐々木と申します。よろしくお願いします。

今のご質問ですけれども、港湾管理者である県としては、藤原地区についてはやはり物流とか、あとここに張りつく企業から得る貨物、そういったものの物流機能に特化した整備をしていきたいと。ただし市民とか県民の港とかそういった水際線で遊ぶとか、そういったレクリエーション機能については、例えば出崎地区については魚市場と一体となった出崎地区の開発ですとか、あと神林地区のマリーナございますので、そういった役割分担を今、県としては考えているところでございます。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○12番（橋本久夫君） それで1つ、かつては南側が三陸海洋博をやっていた場所になっていて、そこには震災前、車路があって、いわゆるプレジャーボートとか水上バイク等がそこから出入りして、有効的にそこを、有効的というあれじゃないですけども、そこを活用しながらやっている状況で、震災後、そういった人たちが、今もう神林漁港のほうに集中して、非常に危険な状態等、漁民間との間にマナーの問題でちょっといろん

なトラブルがあるんですよ。含めて、この防潮堤ができることによって、もうこの南側の車路も全部閉鎖されて、ここにはもう人も、そういったものが入れなくなるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 佐々木港湾担当課長。

○岩手県県土整備部港湾課港湾担当課長（佐々木一彦君） 藤原地区につきましては、やはり工業用地に企業誘致を図っていくというのが一つの考え方でございますので、ただおっしゃられたように、神林地区については震災前に市と県でプレジャーボートとかあと漁船、あと木材港の位置づけ、そういった見直しを進めてきていたところなんですけれども、震災後、それがちょっととまっている状態なので、今後それらについては市と調整していきたいというふうに考えております。

○議長（前川昌登君） 橋本議員。

○12番（橋本久夫君） じゃ、わかりました。よろしくお願いします。

いずれ、さっきの藤原の問題も、うまく親水域を絡めるように、ウォーターフロントも含めて、市民をここから排除するようなイメージじゃなくて、何か越田山のあたりから港の見える公園とか、船が入ったときにも、何か市民が憩える場所がどこかにあることがすごく大事だと思うので、その辺の考え方、ぜひ盛り込んでいただければと思っています。よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 北村議員。

○26番（北村 進君） 1つだけお伺いしたいんですが、田老の一線堤、二線堤は、今回エックスを70m離すことによってシミュレーションした結果、予想浸水がかなり減ったわけなんですけど、今回、従来既設の防潮堤を10.4にするシミュレーションでは、私の記憶だと、東日本最大クラスの津波が来た場合のシミュレーションでは50cmの浸水があったかと思うんですが、今回前出しにすることによって、旧、既設の防潮堤の内側までの浸水とかのシミュレーションは、シミュレーションが全てではないですが、しているのかどうかということをお伺いします。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、北村議員がおっしゃっていることは、この図面の緑のぼちぼちの背面部、藤原地区のほうに最大クラスの津波が来た場合のシミュレーションをやっているかということに對しましての質問かというふうに、よろしいでしょうか。

やっております。それで、この藤原の前出しの防潮堤の中に入って、そして主に藤原地区のほうには今度行かないと、ここの前出しのところがポケットになっているような感じになります。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○20番（工藤小百合君） すみません、勉強のために1つお聞きしたいんですが、今まで県の防潮堤の考え方として高潮対策ということがメインで、港の施策を図るとともに波が越えてこない、そこで防潮堤によって守るということで、今まで工事を進めてきたと思うんですが、その工事に対して、津波に対しての、例えば今回の津波みたいな形に対してその防潮堤が耐え得るという、そういう考え方は今までしてこなくて、ただ高潮対策ということで整備だけしてきたと私は思っているんですが、そのためにということとはちょっと語弊あるんですが、今回の津波に対しては耐えられなかった、構造計算が足りなかったと私は個人的に考えているんですが、私の考え方が間違っているかどうか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（前川昌登君） 高橋河川海岸担当課長。

○岩手県県土整備部河川課河川海岸担当課長（高橋正浩君） 今、工藤議員がおっしゃったのは、今まで宮古湾

については高潮対策事業でやってきたはずだと、例えば津軽石とかという、これは行政のことになるんですけども、国土交通省の事業名が、オールジャパンの話になると高潮対策事業という事業のメニューしかないんですけども、実際岩手については過去から何回も津波が来ていますので、その高潮対策事業をもとにして津波対策事業の工事をやってきておりました。したがって、津軽石とかあと金浜とかも、全て三陸高潮対策事業という名称ですけども、津波対策事業の補助をやっております。

それで、あと構造的に高潮対策なので弱かったんじゃないかというふうな質問だったと思うんですけども、決してそういうわけじゃなくて、従前の堤防はあくまでも、例えば宮古に関しては明治三陸津波とか、そうやって今までよりも低い高さの防潮堤の高さを設定して、そして構造も具体的にいうと金浜の防潮堤のコンクリートの厚さとか、今まで二、三十cmの厚さしかなかったんですよ。それか、今回の3.11のような最大クラスの津波来て、裏のところが掘れて、そして壊れたということで、ちょっと補足なんですけれども、明治三陸前もやっていたんですけども、それはあくまでも津波の高さを設定しているだけで、今回はせり上がりの高さも考慮したために高くなっているというのをご理解いただければ。せり上がりとか、あと沈下分を考慮した格好で10.4というふうな高さを設定しておりますので、よろしいでしょうか。今までも津波対策をやっておりました。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○20番（工藤小百合君） 今の説明は理解しますが、それこそ昭和の初めというか昭和40年、50年、そのくらいに建った、例えば女遊戸とか向こうの防潮堤は、多分私は津波が来たときには耐えられない、普通の高潮対策工事だったのではないかなと、その当時の建ったやつは。ただ時代とともにいろんな災害を踏まえて、今おっしゃったとおりの工事はしてきたと思うんですが、それにしてもいろんな災害があつてから、例えばせり上がりもそうだった、洗掘されたのもそうだった、液状化もそうだった、1つの大きい災害があつてからそうだというんじゃないくて、一応工事する、市民の安心・安全、県民の安心・安全を守るためには、やっぱりそういう先のことまで考えて、地形とか、そういう今までの災害を踏まえて、どこをどういうふうに整備すれば安全な防潮堤で守られるのかというのを考えて工事していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（前川昌登君） 佐々木議員。

○27番（佐々木重勝君） 佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、1つだけお伺いしたいと思いますが、工業用地と埠頭用地の間に防潮堤建設ということでございますが、この埠頭用地に通じる道路と申しますか、それは何カ所ぐらいお考えでしょうか。

○議長（前川昌登君） 杣河川港湾課長。

○宮古土木センター河川港湾課長（杣 亨君） ただいま佐々木議員からは、工業用地の中から埠頭用地のほうに防潮堤を通り抜けられる道路というのは、陸閘というか門扉とか、そういうところは何カ所ぐらいというご質問だったかと思いますが、このあたりも今後、企業さんとの調整とか、いろいろそういう利便性、あとは安全性、そういうところを今後の調整事項として、これから詳細設計の中で詰めていきたいと思っておりました。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） 現実的な管理のお話というのは、皆さんが興味あるところだと思います。実際、ここに土地を持っておられる事業者の方々にも既にお話はしておりますが、皆さん様に喜んでいただけるんですけども、基本的に、できれば自分のところの前に門扉をつくってほしいというような話をする方も

いらっしゃいますし、いやちょっと待と、誰かがそれを閉めなければいけないんだらうから、閉めるのは誰なんだと、当然消防団のほうとも、田老と全く同じ状況でございます。皆さん門扉はできるだけあったほうが便利なんだけれども、現実的にそれを誰が閉めるかといったところが最大の問題です。したがって、これから私どもと事業者の皆さんともご相談しながら、県と一緒に考えていくんですが、やはりいっばいつくって、それを事業者の方が自主管理で閉められるなら別に問題はないかとは思いますが、もしそうでない状況があるのであれば、当然消防団の皆様ともご相談をしながら、可能な限りの数をきちんとやっていかないと、ただご要望を聞けばいいというものではないという、そういったところでこれから具体的にそういった作業に入ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 佐々木議員。

○27番（佐々木重勝君） もう先を越された答弁をいただきましたけれども、いずれ先ほどありましたけれども、既存の部分も生かしながらということでしたので、つくり方の方法をひとつ何とかお考えいただきたいという意味で発言しましたので、詳細についてはこれからということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） ほかになければ、この件はこれで終わりたいと思います。

○

説明事項（２） 閉伊川水門管理橋について

○議長（前川昌登君） 次に、説明事項の（２）、閉伊川水門管理橋についてを説明願います。

太長根建設課長。

○建設課長（太長根浩君） 資料をごらんいただきたいと思います。

閉伊川水門管理橋につきましては、1月22日の全協及び議会等で議員各位から歩道の設置についての要望がございましたので、市のほうから説明をさせていただきたいと思います。

1月22日等の説明会の中で、議員各位から歩道の設置について要望がございました。その後、県のほうと幾度となく内容につきまして協議を重ねてまいりまして、手元にあるような資料が出てまいりまして、それに基づきまして市の方針というのを決定いたしましたので、きょうご説明するわけでございます。

皆様には、1月22日にも資料をお配りして、図面等はごらんになっていると思いますので、詳細の図面は省略させていただきますけれども、一応確認の意味で事業概要等から説明させていただきたいと思います。

水門は、1基でございます。4門、延長が154.4m、防潮堤、左岸側が195.5m、左岸側、これ光岸地側でございます。右岸、藤原側が13mということで、トータル208.6mということになっております。事業費は、先ほどもお話がありましたけれども、約150億円ということになっております。防潮堤の高さはT P 10.4mということでございます。

事業の進捗状況でございます。水門本体の詳細設計はおおむね完了しております。防潮堤、取り付け道路の設計について、現在詳細について作業中でございます。用地については、右岸側につきましては年内の取得を目指しております。左岸側につきましては、土地区画整理事業において創出していくという考えでございます。水門本体については、県といたしましては年度内の発注を予定しております。

次に、水門の管理橋についてでございます。取り付け道路との関係でございます。

①となっているのが、現在計画しておりますものでございまして、管理橋の幅員が6m、取り付け道路は4mでございます。管理橋につきましては、金額はそこにあるとおりでございます。管理橋につきましては、コ

ンクリート舗装ということになっております。右岸取り付け道路、藤原側でございます。これは191mでございます。現在の計画におきましては、これはあくまでも管理用の通路という位置づけになっておりまして、幅員が4mで砂利道でございます。左岸側につきましては、光岸地側でございますけれども182m、同じようにこれも砂利道で計画されております。

真ん中、2番目でございます。これ、一般通行をしようとする場合で、市のほうからの要望でございまして、左右岸の取り付け道路を管理橋の幅員と同じように4mから6mにした場合の金額の比較の表でございます。これは、道路は4mから6mになりますので、その用地の取得費についても負担の対象になってまいります。もちろん工事費も対象になってまいります。路面はアスファルト舗装になります。そうですので、金額が増加しております。左岸側につきましても、同じようにアスファルト舗装になります。そして、用地の取得費も含まれております。それで、金額がそこでふえております。下にありますように、そうしますと市の負担が約5,400万という金額になっております。あくまでもこの金額は概算でございますので、最終的には、金額はまた変動するもののご理解願いたいと思います。

続きまして、3番目の歩道設置を想定した場合のことでございます。図面を1ページ開いていただきますと、カラーでA4をつけております。そこにごございますように、下のほうに標準断面記載してあります。管理橋につきましては、今、計画しているのはコンクリートの桁3本になっておりますけれども、歩道設置になりますと桁が1本ふえます。下の石柱の天端の受け台の部分を開き出さなければならぬような状況になってまいります。したがって、歩道を設置しますとそういう歩道が、桁が1本ふえますし、ここには具体的にはちょっと記載しておりませんが、歩行者が通行するとなりますと、水面から約15m近く、かなり高いものになります。歩行者の安全を確保するためには、この中で検討いたしましたのは、2mの亚克力板を左右岸につけるといったような内容のものも含めた金額でございます。それで、そこに記載してあるような金額になっております。右岸の道路につきましては、標準断面にごございますように、歩道が片側に2mつきます。そうすると、新たな用地の取得というのがまた発生してきます。もちろん工事費、歩車道境界ブロック、あるいは歩道の舗装等も入ってまいりまして、金額がそのように増加しております。左岸につきましても、同じようにそのようにふえるわけでございます。

また、現在詳細設計、おおむね終了しておりますけれども、歩道を新たに設置するとなりますと、修正の設計が必要になってまいりまして、もちろんプリントしている詳細設計の委託料というのも負担の対象になってまいります。そういうふうになりますと、一番下に市の負担というのがございますけれども、2億8,400万という金額になるものでございます。

イメージ的には、一番最後にちょっとパースの絵をつけておきました。これは、歩道を想定しない場合の絵でございます。左上のほうが藤原になっております。防潮堤の高さが10.4、それに対して取り付け道路、管理橋の高さがT P 15.3、高いところになります。ですから、防潮堤のほうにはのりができていくという形になります。先ほどお話をしましたけれども、延長が藤原側で191mになっております。そして、現在、水産加工工場がございますところで現道の市道藤原中央線に接続するという形になっております。左岸側の光岸地側でございますけれども、ここは土地区画整理事業の中で用地を創出しまして、管理橋からすぐカーブになりますけれども、橋梁タイプになります。橋梁タイプから、防潮堤に沿っては盛り土タイプになってまいります。そのような形を、今、歩道が設置になれば計画しております。

そこで、歩道設置に伴う課題というふうに、最初の行に書いてありますけれども、幾つかございます。

先ほど説明を申し上げましたとおり、全線歩道設置するとなりますと、市の負担金が2億8,400万ほどになるということが1点。

それから、右岸、藤原側の取り付け道路でございます。現在、用地交渉等をやっております。現在、藤原で営んでおります水産加工会社におきましては、再建を目指して計画を進めている最中でございます。用地に関しましてはご理解はいただいておりますけれども、歩道をつけますと、新たな2mの幅員の用地の取得というのが出てまいりますけれども、これは現在、水産加工工場のほうで計画しております計画の中で、これ以上の用地の提供というのは現在ではご理解が得られない状況になっておりますので、用地の取得というのはかなり困難というふうに想定されます。

3つ目でございます。新たな歩道の設置となりますと、詳細設計に5カ月以上の日数を要することになります。現在の状況におきましても、年度内発注を目指しておるところでございますけれども、ここに新たな歩道の設置となりますと、また5カ月以上の工事発注の遅延が生じるということが考えられます。当然、工事におきましても、歩道ができることによりまして工事日数も若干の延長が出るのは当然のことと思われます。

4つ目でございますけれども、歩道設置になりますと、今後、県と協定を結びまして市道認定等もやっておりますと、市で管理ということになります。そうしますと、当然日々の管理、あるいは豪雪時における除雪等、いろいろそういうものが出てまいります。金額的には、ここには示しておりませんが、ざっと申し上げましても年間100万程度のものであれば当然かかっていくというふうに推定をしております。

以上のような課題が、歩道設置に伴いまして考えられます。

このような資料に基づきまして、私ども内部で、市で協議をいたしました。最終的に、4番目に書いてありますけれども、閉伊川水門管理橋につきましては、今、市といたしましては、まちづくりを優先すべきものと思っております。そういう時期におきましては、やはり早く水門あるいは防潮堤の工事を進めるというのが第一優先というふうに考えております。費用面、あるいはここに示すような整備期間を考えますと、一般車両の通行のみということにして、歩道の設置はしないという方針で進めてまいりたいと思います。

以上、ご理解を願います。説明を終わります。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、松本議員。

○13番（松本尚美君） 今さら蒸し返す気はないんですけれども、この水門設置そのものの自体で、この議会を含めて市民の方の中にもいろいろ賛否両論ありながら、どういった事業でもって将来ともこのまちを守っていくか、そういった議論をしたことの流れの中で、今、あるわけですが、はっきり言って、今、課長の説明ですと、やらないと、歩道は設置しないんだということです。ここに書いてあるのは、ほとんどやらない理由を列記しているわけですね。非常にむなしい感じがしています。個人的な感想だとご理解いただいてもいいと思うんですけれども、やらない理由を一生懸命考えて積み上げてきている。我々の議会の中で、この歩道、架道といいますか、車が通れるように、またどうせやるのならば歩道を設置して、観光という言い方はちょっと不謹慎かもしれませんが、いわゆるそういった施設を、やはり将来とも何とか活用できないかと、せっかくつくるのであれば、50年、100年の大計の中で活用できないかということが、この検討の中に全然入っていないんです。要するに、やらないことをどう理屈で説明するかということだけなんです。我々は、景観を失うわけですよ。景観を失って、海のまち、海に隣接しながら海が見えなくなる、刑務所の中に入ったような状況になるということを前提に、百歩、二百歩譲っても、この水門設置をするのであれば、そういった水門

を何とか活用して、地域のまちづくりに生かせないかという観点から提案してきたんですよ。ですから、この4の市の方針で、市に求められているのは一日も早い、それはそのとおりかもしれません。でも一方で、そういった市に求めたのは別の根拠があるわけですよ。そのポイントの検討はどうなったんだろう。ただやみくもに歩道をつけてくださいという話をしたわけではないと思いますし、提案したわけじゃないんですよ。ただ単にやみくもに車が通れるようにと、一般通行できるようにということを提案してきたものではないと思うんですよ。そこはどうなっているんですか。

○議長（前川昌登君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 気持ちはわかるんですが、まず早く安全な地域をつくらなきゃならないというのも1つ。それから、松本議員おっしゃるように、これを観光に生かせないかというのであれば、この車道である道路を、例えば普通の道路のように歩行者天国にして、そしてそのときはそういうところからみんなに見ていただくようなこととかもできると思うんですよ。ですから、工夫次第でできないことはないと思うので、毎日毎日それが歩道である必要があるのかどうか、それらも含めまして、やはりそれよりは早く、やはりこの海岸の保全施設をつくるほうが、これが大事だろうというふうに思って、その辺も含めて今度は歩道はつくらないで、そしてそこをまず通れるような道路をつくって、そして整備を早く進めたいというふうに思っているところですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） では、そうであればそうで、ご提案をさせていただいている、どう生かすか、利活用をどうするかという部分も、同時にこれは検討した結果、じゃそういった活用があるよということをなぜ書かないんですか。一日も早く安全、いわゆる津波対策を講じて、そして市民の生命、財産を守る、これは誰でも同じですよ。そんなことは否定していないんです。ほかの地域においても、もう防潮堤の高さをまだ議論しているところも一部あるんですよ。その地域は、その行政は、また我々議会も含めてですが、議会は市民の安全・安心を無視しているんですか。違うでしょう。やはり、もちろん一日も早くそういった対応はしなきゃならないということは、これは当然ありますよ、ありますけれども、やはりこの先50年、100年先、そういったスパンで考えたときのまちづくりはどうするかということです。後に悔いを残さない議論をしっかりと、市民の皆さんを含めて納得をして、限りなく理解をして、そして事業を進めていくということが、市長は大事だということで、最初のまちづくりの中で言ってきたじゃないですか。それを何でこの水門とか防潮堤とかの高さも含めてなると、いや一日も早く、市民の皆様もいろんな意見あるかもしれないけれども、それはできませんと、どんどんどんどん排除しているんですか。時間がないとか、もうこれは脅迫ですよ、ある意味では5カ月おくれるとか2億8,400万円かかるとか、毎年100万かかるとか。じゃそんな議論を、そういったことを過去にしましたか。課長、申しわけないですが、千徳大橋をじゃ市が管理すると、もう決まっていますけれども、じゃ年間の維持費が何ぼかかりますよとか、そんな議論しましたか。もうこういうのをだっと出してきて、さらに工事費がかかる、さらに工期がかかる、さまざまなマイナス言って、できない、できないという理由だけは列挙しているわけですよ。ですから、なかなかこれ理解ができないというのはそのとおりなんですよ、私含めてですが。

〔「含めてじゃない、それは違うよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（松本尚美君） そうですね、いや、落合さんは含めなくても、私も含めてということです。複数だと思えますけれども、提案はしているのは事実ですから、やっぱりそこをもう一回、私はやっぱりしっかりと議

論をし検証して、そして決断すべきだ、判断すべきだと思います。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） 説明をいただいておりますこの①、②、③ということですね、基本、それから一般通行可能、歩道設置ということで、それぞれ3案についての提示をいただいているわけであります。

そこで、何を聞きたいかといいますと、これらの管理責任、①の場合にはどうなのか、②、③、これは若干市と県が混在してきますので、③の場合には、太長根建設課長からは、市の責任になると、除雪に100万ほどかかると、これ歩道だけでなく、歩道つけなくたって②、③はそういうことになるんじゃないですか。したがって、この①、②、③のいわば管理責任、私の理解では①の場合には県の管理責任になると思っているんですが、以下②、③は、これは当然市のほうに管理をしてほしいというふうになるものだと思うんですが、どのように考えているのか、確認のため伺います。

○議長（前川昌登君） 太長根建設課長。

○建設課長（太長根浩君） 議員おっしゃるとおりでございます。

①につきましては、一切市が関与していないので、県の管理となると思います。

ただ、②、③につきましては、今後、市道認定等をとってまいりますと、当然管理協定という名称になるかはわかりませんが、県と協議してまいりますので、想定して考えられるのは、市道となった場合には市のほうの管理責任というのは②、③には当然発生するものと考えております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○11番（田中 尚君） そこで、松本議員の議論が出てくるわけなんですね。落合議員がちょっと、いわば不規則発言入れたわけでありまして、我々というお話なんですが、じゃ、どの我々なんだということにもなってくるわけでありまして、これ非常に、どうせつくるならという発想が、大体はけしからんですよ、これは、私に言わせれば。そういうものじゃないでしょう。水門の効能がちゃんと検証もされないで、しかも宮古市の要望するような堤防のかさ上げだと宮古大橋が落ちるかもしれない、いわばおどしですよ。そういう中で、しかも時間がない、やむなく山本市長が、もう市民の生命、財産を守るためには苦渋の決断だという心境になったと思うんですが、いわば半分そういう正常な判断ができない状況で水門を受け入れたらば、あとは、多分これは我々というのが結構大きいと思うんですが、しかし、反対の意味でのマニュアルも存在するということからすれば、誰が望んだんだと、伊藤県議ですよ、これは、ずばり言いますけれども。密室で、県の河川管理担当と地元選出の県議が約束をして、じゃ可能ですよ、こんな政策形成の手続ってありますか。私は、実に許せないと思っておりますよ。どうですか、これは。そういう事実経過あったのかなかったのか、ちょっとあったということを指摘しながらそういう質問、愚問ですをやめますが、そういうことですので、私は一般通行可能という部分は余り重視すべきではない。しかも、水門そのものの効能をやっぱり考えたらば、今回またせり出しが出てきますよね。どんどん藤原埠頭を狭くして陸地化して、シミュレーションの前提条件は変えて、これで安全が守れるなんて、私はもう全然話にならない、これはもう建設業者が泣いて喜ぶような内容だということを指摘して終わります。

○議長（前川昌登君） 茂市議員。

○7番（茂市敏之君） 基本的に、このとおりに賛成でございます。

市の方針として、①なのか②なのか、まず伺います。

〔「②だ」と呼ぶ者あり〕

○7番（茂市敏之君） ②ですか、了解しました。

それから、先ほどの太長根課長の説明で、取りつけ道路は砂利的なように思いましたが、どうですか。

○議長（前川昌登君） 太長根建設課長。

○建設課長（太長根浩君） 災害査定の中で認められているのは、この取りつけ道路、管理橋を含めまして、あくまでもこれは水門の管理という面で、これは1月22日の説明会の中でも県のほうから話があったわけでございますけれども、いろんな門扉の修繕等を行うためには、クレーン車のアウトリガーを出すためには6mの幅員が必要だということで、管理橋に関しては6mというのでございますけれども、それ以外にアウトリガーをたたんで走る分には4mで十分というような、維持管理に必要最低限のものしか国のほうからは認められてないということで砂利道ということになっています。

○議長（前川昌登君） いいですか。

ほかになれば……落合議員。

○6番（落合久三君） ちょっと、きょうの議論には関連があるんですが、左岸の光岸地のほうに水門、藤原のほうからこう渡ってほぼ90度に右折して下がっていきますよね。そこに宮冷の工場があるんですが、当然ここ、通路とバッティングしますので、この宮冷さんの移転の費用は、これは誰が、県ですか市ですか、補償するのは。

○議長（前川昌登君） 戸来復興まちづくり課長。

○宮古土木センター復興まちづくり課長（戸来竹佐君） 宮古土木センターの戸来と申します。

議員のご質問ありました宮冷さんの補償、これにつきましては、災害査定の中で県事業の中で負担することで費用を得ております。宮古市さんの鯉ヶ崎・光岸地区土地地区画整理事業の中で、換地によって実際には移転していただきますので、交換金ということで、その補償費の分を賦課している事業の中に県のほうが出しまして、移転していただくということになります。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○6番（落合久三君） わかりました。

それから最後、ちょっと課長のほうに聞きますが、藤原のほう、私も市のきょうの提案のやつは、これはこれでもうしようがないのかなと、歩道はつくる必要はないというふうに私も思っているんですが、それはこっちに置いて、藤原のほう、もしというので懸念材料が書いてあって、2つ目のぼつに右岸取りつけ道路には水産加工場の再建計画が進んでいると、もしそうするとすれば追加買収が生じると書いてあるのはそのとおりですが、この話は、関係する水産会社の方にはこういう話があるよ、決定ではないですが、だとすればというような打診めいたのは既にされているのでしょうか。ちょっと心配で聞きます。というのは、ここはもうパイルも打ち込んで、矢板ももうはめて、それはもう二十何mのパイルを二十何本打ち込んでいますよね、私も知合いの加工業者だったものですから、たまたまあそこを通過して、パイルを打ち込んでいる現場、ちょっと見ているんですが、そういう状態に既になっているときに、不用意にこういう話が聞こえていくと、やっぱりちょっと余りいいことにはならないなと思って、ちょっと聞くんですが。

○議長（前川昌登君） 戸来復興まちづくり課長。

○宮古土木センター復興まちづくり課長（戸来竹佐君） 水産加工会社さんのほうとは、何度かこの事業計画については直接の話をさせていただいておりまして、加工会社さんの意向としましては、当初は移転して別な適地を探して、操業も検討した経緯もあるようですけれども、最終的にはここに残って再建したいということで、

一応うちのほうの事業計画等についてはこういった形で工事進めますと、だからこのように用地が残りますので、この中でご検討願いますということについては何度かご説明いたしまして、今、進めております。

〔「了解は得ているのね」と呼ぶ者あり〕

○宮古土木センター復興まちづくり課長（戸来竹佐君） はい、今、この……

〔何事か発言する者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 民間会社、事業会社がもう計画を進めていると、そして歩道には別にして、基本的には了解をいただいて、②でやる分については了解だということですよ。

そこで確認なんです、③の部分なんです、歩道を設置する場合に追加買収が必要になってくる。私の理解では、追加買収はなくても断面を変えれば当然、私は可能だというふうに思うんです。この断面見れば、断面を変えればできる可能性はあると思うんですよ。ですから、そういった部分も検討されての話でしょうか。そこを確認したいです。

○議長（前川昌登君） 戸来復興まちづくり課長。

○宮古土木センター復興まちづくり課長（戸来竹佐君） 歩道につきましては、今、上流側のほうの設置で一応計画したので出しておりますけれども、これを反対に海側のほうに設置した案等も計画したりしてはいたしましたが、いずれにしても、ただ車道分の取り付け道路よりは、どうしても用地がその分かってしまうということで、工場の再建に当たりましては、今の残っている面積でぎりぎりだということで意向を受けておりますので、これ以上の買収については難しいものということで考えております。

〔「そうじゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） いやいや、私言っているのはそうじゃなくて、断面を変えれば用地の追加手当ては必要ないんじゃないですかと聞いているんです。そこを検討して、そうすれば、断面変われば当然擁壁等、直擁壁とれば、逆に全体的には高くなるのか、これ致命的なのは、今さっきなるほどと思ったんですが、地権者の追加買収が得られないというのは、これ致命的ですよ、同意が得られないと、この断面でやると。だから、追加買収しなくても、歩道のスペースは断面を変えれば可能じゃないんですか、そういう検討はしたんですかということをお聞きしています。

○議長（前川昌登君） 戸来復興まちづくり課長。

○宮古土木センター復興まちづくり課長（戸来竹佐君） 今、ご提示しております取り付け道路の断面は、かなり盛り土になりまして、土羽が生じているようなものになっておりますけれども、実際この水産加工会社さんの取り付け部分については、それほど今の地面と高さが差がございません。ですので、実際のところ歩道が広がる2m分、これについては確実に用地がとられるということで、特に構造を変えるまでもなく、追加の買収が必要になってくるということでございます。

○議長（前川昌登君） 他になければ、この件はこれで終わります。

岩手県の皆様におかれましては、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

説明員の入れかえを行います。

○

説明事項（3） 農林業系副産物の焼却処理について

○議長（前川昌登君） それでは、会議を開きます。

次に、説明事項の（３）、農林業系副産物の焼却処理についてを説明願います。

佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） それでは、福島原発の事故に起因いたします農林業系副産物、具体的には宮古市の場合は牧草と、それにかかわるシイタケの原木、そしてシイタケの原木の下にある落ち葉ということでございまして、今まで試験焼却を２月に行いました。そして、試験焼却の前に住民説明会を行い、そして試験焼却の後にも、結果について住民説明会を行ったところであります。そして、３月に広報等でお知らせをいたしまして、７月から本格焼却に入ります、本格的な処理に入ります。きょうは、全員協議会で皆様に今後の計画についてご説明したいと思っております。そして、きょう皆様からご理解をいただいたところで、明日、住民説明会を行うという段取りでございます。

詳細につきましては、農林課長に説明をいたさせます。

○議長（前川昌登君） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地俊二君） それでは、農林業系副産物の本格処理及び事業費負担についてご説明を申し上げます。

その前に、資料の確認でございますが、２種類ほど資料をお配りいたしております。１つが全員協議会提出説明資料という部分で、農林業系副産物の本格処理及び事業費負担についてという資料でございます。もう一つ、放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理計画というものがございます。これは、５月２０日に広域行政組合議会の全員協議会の際に説明資料として配付されたものでございます。これについてもお配りをしております。

なお、説明につきましては、前のほうの農林課の資料のほうで、事業費負担についてという部分が入ったほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料１ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、これまでの経過等について説明をいたします。

本年１月１５日に経済常任委員会、１６日に議員全員協議会で農林業系副産物の焼却処理に向けた方向性及び試験焼却の実施内容と住民説明会について説明をしたところでございます。１月２５日には、市民総合体育館で試験焼却についての住民説明会を開催し、３３名のご参加をいただき、試験焼却することについてご了承いただきました。

試験焼却につきましては、２月５日から８日までの４日間行いましたが、初日の２月５日には試験焼却にかかる施設見学を実施しまして、宮古市外の方を含み８名、報道機関５社に参加をいただいたところでございます。

試験焼却前の住民説明会の内容と試験焼却の結果につきましては、２月２２日の議員全員協議会に報告いたしまして、今後の方向性についての説明をさせていただきました。

２月２７日には住民説明会で２０名のご参加をいただき、試験焼却の結果と今後の方向性、ことし７月からの本格焼却について説明をし、ご了解をいただいております。

また、これらにつきましては広報みやこの３月１５日号に、折り込みチラシにして、農林業系副産物の試験焼却結果と今後の方向性についてというタイトルでお知らせをしたところでございます。

本日の議員全員協議会におきましては、本格処理、事業費負担について説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

これまで農林業系副産物の処理に係る牧草の一時保管、試験焼却に当たりましては、県の補助事業であります農林業系副産物焼却処理等円滑化事業により実施してきたところでございますが、本格処理に当たりましては、環境省の補助事業であります農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業により実施してまいります。この加速化事業につきましては、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととされております放射性セシウム濃度1kg当たり8,000ベクレル以下の牧草などの処理がなかなか進まない状況がございまして、国では、これを緊急的にこれらの処理に要する経費の一部を補助いたしまして処理を促すことを目的に、ことし平成25年3月27日から施行されたものでございます。

内容につきましては、補助対象は、処理を行います市町村及び一部事務組合、それから補助対象事業につきましては、最終処分場での埋め立て、最終処分に必要な裁断、破碎、焼却等の中間処理、収集運搬、放射性物質の測定などとなっているところでございます。補助率については、対象事業費の2分の1、地方負担額につきましては震災復興特別交付税で全額措置することとされております。

それでは、1番の処理対象物でございますが、処理対象物につきましては、この処理加速化事業の実施要領第5条に規定されております国が定める放射性セシウム濃度の暫定許容値等を超過したものを規定対象物としております。もう一つ、規定対象物以外のもので適正処理が必要であり、市、町及び行政組合が特に認めたものとしております。この部分が、宮古市にあります100ベクレル以下の牧草及び落ち葉がこれに当たります。

次に、処理対象物の現状につきましては、表1-1のとおりでございまして、全体で2,617tを見込んでおります。

実施期間につきましては、7月から平成27年3月までの期間を目途としております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

実施期間における処理計画の概要を図の1-1及び1-2に示しております。

図の1-1、全体処理工程及び処理スケジュールですが、区分欄の施設・設備等設置につきましては、行政組合の敷地内に、ことし7月に牧草用の前処理施設といたしまして作業用の大型テント、それから26年1月には、ほだ木用の自走式大型破碎機を設置いたします。それから、保管・運搬、前処理、焼却処理、埋め立て処分につきましては、7月に前処理の必要ないシイタケ、落ち葉を焼却、埋め立て処分をいたします。その後、8月から12月までの5カ月間で牧草、26年1月から5月までの5カ月間でほだ木、6月から11月までの6カ月間で牧草、12月から27年3月までの4カ月間でほだ木をそれぞれ運搬、前処理、焼却処理、埋め立て処分をしてまいります。

このように、牧草とほだ木を交互に処理してまいります。これは牧草を現在標高の高いところで一時保管をしている関係で、冬季間は降雪により運搬ができないことから、このようにするものでございます。

次に、下段図の1-2、処理フロー及び全体処理計画量についてですが、宮古市・山田町・岩泉町では、一時保管場所等から積み込み、行政組合の保管前処理施設、または破碎処理施設までの運搬を行います。行政組合におきましては、市、町から運び込まれた牧草、ほだ木を保管前処理施設、または破碎処理施設で裁断・破碎処理をいたしまして、焼却処理施設で焼却、焼却灰を一般廃棄物最終処分場へ運搬の上、埋め立て処分をいたします。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

5番の運搬計画でございますが、一時保管場所の位置及び概要につきましては図のとおりでございます。

次に、運搬のルートですが、牧草につきましては、岩泉町の御大堂牧野からについては、ふるさと林道、県道171号、国道106号、県道277号を経由いたしまして、宮古清掃センターまで運搬いたします。移動運搬距離については、片道約81km、約2時間20分を予定しております。

次に、宮古市の立白牧場からは、県道171号、国道106号、県道277号を経由いたしまして、宮古清掃センターまで運搬いたします。移動距離につきましては片道約70km、約2時間10分の予定をしております。

同じく宮古市の三垂牧場からは、林道横沢荒川線、国道340号、国道106号、県道277号を経由して、宮古清掃センターまで運搬いたします。移動距離につきましては片道約60km、約2時間を予定しております。

それから、ほだ木、落ち葉につきましては、生産者のほだ場から国道340号、106号、県道277号を経由して宮古清掃センターまで運搬いたします。移動距離につきましては片道約50km、約1時間30分を予定しております。

山田町のほだ木につきましては、生産者のほだ場から国道45号、三陸縦貫自動車道宮古道路、県道277号を経由して清掃センターまで運搬いたします。移動距離につきましては約17kmから42kmを予定しております。

それから、山田町の干しシイタケにつきましては、新田牧野の町有施設及び発生場所から国道45号、ほだ木と同様の経路で宮古清掃センターまで運搬いたします。距離につきましては片道約32km、約50分を予定しております。

5ページをごらんいただきたいと思います。

運搬計画量でございますが、表のとおり、全体で25年度に1,004 t、26年度に1,604 t を運搬する計画でございます。

宮古市の運搬計画量は、牧草については25年度123 t、26年度158 t、合計281 t を保管前処理施設まで運搬いたします。運搬する期間は25年度が10月から12月、26年度は8月から11月の予定でございます。1日当たり3 tを目安に運搬いたします。ほだ木につきましては、25年度48 t を破砕処理施設まで運搬いたします。期間は26年1月を予定しており、1日当たり12 tを目安に運搬いたします。落ち葉につきましては、25年度に1 t を焼却施設まで、時期につきましてはことしの7月、1日で運搬する計画でございます。

次に、山田町の運搬計画量は、ほだ木については25年度714 t、26年度1,353 t、合計2,067 t を破砕処理施設まで運搬いたします。運搬する時期は、25年度が1月から3月、26年度は4月から5月、12月から3月の予定でございます。1日当たり14 tを目安に運搬いたします。干しシイタケにつきましては、25年度26 t を焼却処理施設まで運搬いたします。ことしの7月に、1日当たり2 tを目安に運搬いたします。

岩泉町の運搬計画量は、牧草を25年度に92 t、26年度93 t、合計185 t を保管前処理施設まで運搬いたします。時期につきましては、25年度が8月から9月、26年度は6月から7月の予定でございます。1日当たり2～3 tを目安に運搬いたします。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

行政組合が行います処理事業費及び負担割合について説明をいたします。

計画処理量及び負担割合についてですが、25年度の計画処理量は宮古市が172 t、山田町が740 t、岩泉町が92 t、合計1,004 t となっております。負担割合については、利用割100%としておりまして、宮古市の場合、172 t を全体の1,004 t で割り返し、17.13%の負担割合となります。同様に、山田町については73.71%、岩泉町が9.16%となります。

同じく、26年度の計画処理量は、宮古市158 t、山田町1,353 t、岩泉町93 t、合計で1,604 t となっております。

す。負担割合につきましては、宮古市9.85、山田町84.35、岩泉町5.8%となります。

次に、総事業費及び財源内訳でございますが、25年度の総事業費は、破碎、裁断に伴う臨時職員の賃金、作業用大型テント及び大型破碎機の借上料、焼却処理にかかります燃料費、光熱費、それから放射性セシウム濃度分析業務委託料等で7,378万3,000円を見込んでおります。前段でもご説明申し上げましたが、本格処理に当たりましては環境省の補助を活用して行うものでございます。規定対象物以外の処理に係る経費等、補助対象事業費を1割見込みまして、総事業費の9割を補助対象事業費としております。財源内訳でございますが、補助対象事業費の2分の1、補助金が3,320万2,000円となります。一般財源につきましては4,058万1,000円となります。各市、町の負担金は、一般財源4,058万1,000円に負担割合を乗じまして、宮古市695万2,000円、山田町2,991万2,000円、岩泉町371万7,000円となります。

なお、括弧内の数値につきましては、市町村負担金のうち震災復興特別交付税の対象額となるものでございます。26年度につきましては、総事業費9,495万2,000円を見込んでおり、うち補助対象事業費は8,545万7,000円、補助金4,272万8,000円、一般財源は5,222万4,000円となります。宮古市の負担金は514万4,000円、うち420万9,000円が特別交付税の対象額となります。

なお、25年度の負担金695万2,000円につきましては、あす提案いたします補正予算におきまして、4款2項1目に計上させていただきますが、ここの部分、減額分もあることから、補正額につきましては260万4,000円を計上しているものでございます。

以上、本格処理及び事業費負担の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問があれば挙手。

松本議員。

○13番（松本尚美君） 説明は何回か聞いていました。この事業の目的も理解をしているつもりです。

ただ、この段階で聞くのも何かちょっと個人的には恥ずかしい部分もあるんですが、セシウムの性質という部分なんですが、今回焼却をして、そして処理をしてしまつて、最終的には今、セシウムに汚染されているほだ場とか、それから採草地、牧草地、それを再生産に向けていたいというのが最終的な目的だろうと思うんですね。

そこで伺うんですけれども、このほだ木、牧草、それから一部シイタケとか、あとは基準以外といいますか、超えていない補助対象外のものも、落ち葉を含めてやるということですが、セシウムというのは燃やすことによって少なくなるということ、混焼施設でもって、総量は変わらないけれども薄まるという表現でいいのかわかりませんが、要するに牧草地にある、山にある状態は危険だと、焼却してほかのごみと混ぜて混焼して薄めて保管すれば安全だと、今度はセシウムはどこに行くんだろうという、ちょっとシンプルな問いなんですが、山に置いたまま、現地に置いたまま半減するとか数値が下がるという期間は相当長いんだろうなというふうには思うんですけれども、そこはどう理解すればいいんですか。

○議長（前川昌登君） 松下環境課長。

○環境課長（松下 寛君） まず、セシウムにつきましては、そのままだでも、また焼却処分しても総量は変わりません。ただ、やはり1カ所に集めて焼却処分をいたしまして、そして焼却灰についてはずっと長期間管理していくということが、一番やっぱりセシウムの拡散を防ぐものだというふうに理解しておりますので、今回は1カ所に集めて焼却処分をして、埋め立てた焼却灰をずっと管理していくという手法をとったものでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） そうすると、運搬経路であるとか焼却施設の周辺であるとか、そこに影響を与えない範囲の中でやっていくということだろうと思いますよね。

もう一つ、山から今回、焼却施設にセシウムが移動するわけですね。そして焼却をして、セシウムを含んだ焼却灰なりをしっかりと保管して影響を与えないということにするという流れだと思うんですね。

もう一つ気になるのは、ほだ木あったほだ場とか、牧草が生えていた、刈り取った採草地、その採草地は天地返しとか、何かいろいろ対策をして再生産に向ける方向だと思うんですね。一方、ほだ場というのは、恐らく私の理解ではどこか林地内にほだ場があったと思うんですね。そのほだ場が再生産に向かうということが、ほだ木を移動することによって可能だという理由がちょっとよくわからないんだけど、そこはどう理解すればいいですか。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） まず、基本的な考え方が2つあります。

1つは、例えば牧草、宮古の場合ですけれども、牧草の場合は、処分をしなければいけない牧草があると、そしてそれが現実的に牧野のところに置いてあると、黙っておくと熊がいたずらをしたりするので、それを1カ所に集めて焼却して、灰の状態にして管理をするというのは、先ほどご理解いただいたとおりです。

一方において、シイタケの原木の場合は全く状況が異なります。というのは、特に一番問題が多かったのは、山田地区であります。山田地区は、シイタケそのものから基準量以上のセシウムが検出され、出荷停止となっています。今現在、仕事ができません。その出荷停止となっている中で、出荷解除の条件が、シイタケ原木を適正に処理することというのが入っております。宮古市におきましては、現在シイタケについては地域としては出荷規制は受けておりませんが、基準の高いところが川井地区で2つございました。そこで、今回あわせて焼却するというものでございます。

もうちょっと詳しくいいますと、問題なのはシイタケの原木ではなくシイタケそのものなんです。窒素、リン酸、カリと肥料の3要素ありますが、カリウムとセシウムが非常に構造が似ているので、キノコがセシウムを吸収してしまいます。シイタケの原木自体は、実は大した汚染量ではないんですが、キノコ自体が問題ということであります。ということで、原木の場合は、除染の話をする、結局新しくシイタケの原木を買ってきて、そこで基準値以下のシイタケの原木を使うことによって事業再開をする、現実的に今、宮古でもそうやっていますけれども、というふうに考えていただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） わかりました。初めて理解しました。

次に、何回か説明いただく中で、焼却中にセシウム濃度が上昇する、要するに、ほかに影響を与えそうになると、ゼオライトというものを使用して放射性セシウムを吸着除去するという、これは放流水の管理のほうですよね。このゼオライトがセシウムを吸着除去できる有効な物質と説明があるんですけども、保管する際に、この焼却灰からゼオライトを使って吸着除去というのはできるんですか。

○議長（前川昌登君） 鈴木広域行政組合施設課長。

○宮古地区広域行政組合施設課長（鈴木登志美君） お答えいたします。

ゼオライトの使用につきましては、最終的に埋め立て処分地から出てきます浸出水というものの、そこに出てきます放射能の濃度が高くなった場合に、ゼオライトを使用して吸着させるという方法でございます。焼却

灰の埋め立てにつきましては、特別一般廃棄物のガイドラインに沿って一定の埋め立て方法がございます。3 m灰を重ねたら、その上に50cmの覆土をする、最終的に埋め立てが計画段階までいきますと、そこに遮水シート、それには先ほど言ったゼオライトが添付されたシートをかけて、逆に雨水等がそこにしみ込まないように設置するという方法でございます。その2段階の対応をしながら管理してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 私、聞いているのはそういうことではなくて、焼却灰に含まれるセシウムをゼオライトなるもので吸着除去ができるんですか、できないんですか。

○議長（前川昌登君） 鈴木広域行政組合施設課長。

○宮古地区広域行政組合施設課長（鈴木登志美君） 直接ゼオライトをまぜることで吸着はできます。いわゆる焼却灰につきましては、今、排ガス中の塩化水素等を除去するために消石灰等を噴霧しております。そこにゼオライトと一緒に、あとは活性炭とかというのを一緒に噴霧しながら吸着させるという方法もございます。ただ、かなりの量を使いますし、高額になりますので、それにつきましては今のところ最終処分所での管理をするということで運転をしております。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○13番（松本尚美君） 技術的にはできると、がしかし負担が、いわゆるお金がかかると、だからお金のかけられない管理を選択するという内容ですね。市民の一部の方には、当然山から運んできて焼却する、この道中も含めて、それから焼却する施設も含めて、そして最終的には長期保管をすると、そしてその長期保管がしっかり数十年にわたって管理ができるのか、場合によっては漏れ出して環境に影響を与えるのではないかという心配をしているわけですね。お金がかかるだけのことでどうなのか、経済比較はどうなのかということも、そうであればちょっと教えていただきたいなという気もするんですけども、一方で吸着してより管理が容易になる方法があるのであれば、それもやっぱり今後検討する必要もあるし、また場合によっては国なり東電なり、まあ東電直接かはわかりませんが、そういった要望を出して、そして全てとは言いませんが、心配される市民の方々に対して、やっぱりそういった動きというものもしていかなければならないのではないかと思います。これは宮古市に限ったわけではなくて、それはいっぱい実際はあるわけでしょうけれども、そこの連携も含めて、そして最終的にはセシウムはどこから来たのかということになれば、福島は当然原発ですから、国が責任を限りなく持つという話をしていますので、ですから、国が実際それぞれに責任を転嫁するということには言うてはいけないのかもしれないけれども、しっかり管理していくという国の責任をやっぱり求めていくということも、同時に今からやらないといけないのではないのかなという思いがしていますが、どうでしょう。どうでしょうって、誰に聞いていいんだかも僕もよくわからないんですけども。

○議長（前川昌登君） 佐藤産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤日出海君） おっしゃるとおりでございます。

基本的に、産業を再生するためとはいえ、やはり一番大事なものは、住民の方々の健康であります。その中で、できるだけ最善の方法を尽くしていきたいというふうに思っておりますし、当然、私も責任は東電にあるものというふうに思っております。

あとは、技術的なお話についてはご提案もいただきましたので、少し研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（前川昌登君） ほかに。

菅原議員。

○8番（須賀原チエ子君） すみません、何かお昼も過ぎていますので、簡単に一言だけ。

今、松本議員もおっしゃいましたけれども、私も焼却しているところを見せていただいたり、数値等を見て、まず燃やして集めることは仕方がないのかなというのは思っていますけれども、ただ、だからといって、国が言うとおりの、はい最終処分所に埋めました、流れ出たらゼロライトで取りますでは、私は済まないと思っています。なぜなら、宮古は海で生きています。もし、それが漏れたということが少しでも出れば、風評被害になることは確実です。今現在だって、もうすごい騒ぐ人たちは騒いでいる状態ですので、ぜひ最終処分の管理の仕方を慎重にやっていただきたいです。その灰を今すぐ、すぐ埋めなくても大丈夫だと思うので、管理の仕方をもっともっと慎重に、よその状態を見てから決めていただきたいです。

以上です。

○議長（前川昌登君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件はこれで終わります。

昼食のため、暫時休憩します。

午後12時06分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（前川昌登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様にお諮りいたします。

次の説明事項の（４）及び協議事項の（１）の案件は、人事に関する案件でございますので、議員全員協議会運営要綱第3条第1項の規定により、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 異議なしと認めます。

よって、説明事項の（４）及び協議事項の（１）については非公開とすることに決定しました。

○

説明事項（４） 人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案について

○議長（前川昌登君） それでは、説明事項の（４）人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを説明願います。

熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷立行君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員法第6条に、法務大臣が委嘱する人権擁護委員候補の推薦を市町村長が行うに当たり、議会の意見を聞くことが求められているものでございます。

今回、推薦しようとする委員は、平成25年9月30日任期満了に伴うもので、新たな任期は、平成25年10月1日から平成28年9月30日までの3年間となります。

それでは、資料の3ページをお開き願います。

平成25年4月1日現在の宮古市推薦の人権擁護委員名簿ですが、整理番号2番、嵯峨良子委員を再推薦しよ

うとするものでございます。

では、資料の1ページをお開き願います。

敬称は略させていただきます。

今回の候補者として再推薦する方は、住所、宮古市江繋第13地割22番地1、氏名、嵯峨良子、平成13年10月から人権擁護委員を務められ、現在4期目でございます。

参考といたしまして、候補者の略歴、平成25年4月1日現在の宮古市推薦人権擁護委員名簿及び人権擁護委員法の抜粋を添付しております。

以上を説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 特にないようですので、この件については本会議では質疑、討論を省略し、適任という答申書を配付してお諮りいたしますので、ご了承願います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） それでは、説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

協議事項（１） 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の（１）、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてですが、現在の選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が来る6月14日をもって満了となる旨、選挙管理委員会から通知がありました。ご承知のとおり、選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することになっております。候補者等の詳細については、事務局より説明させます。

次長、どうぞ。

○議会事務局次長（佐々木純子君） では、説明をさせていただきます。

宮古市選挙管理委員会委員及び補充員候補者名簿（案）をごらんください。

1、委員候補者。

矢崎誠一郎さん、宇野智謙さん、大澤恵美子さん、鈴木英夫さん、この4人についてはいずれも再任でございます。

2番、補充員候補者。

第1順位、吉田昇さん、第2順位、山口憲英さん、このお二人も再任でございます。第3順位、前川邦夫さん、第4順位、杉下一雄さん、このお二人については新任でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） なければ、この件については先例により議長において指名推選したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） 特に異論はないようですので、あすの本会議において、議長指名推選の形で提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者の方は、いいですか。

○

協議事項（２） 第６回議会報告会について

○議長（前川昌登君） 次に、協議事項の（２）、第６回議会報告会についてを事務局より説明させます。

菊地主任、どうぞ。

○議会事務局主任（菊地政幸君） それでは、第６回議会報告会について説明いたします。

資料のほうですけれども、議会報告会の基本的な考え方ということで、こちらの資料で説明いたします。

こちらについては、先日の４月の議員全員協議会でもご説明してございますので、詳細については省略させていただきます。

なお、２ページになりますけれども、６番中段のほう、市民への配布資料についてですけれども、こちらに、ぼつの２番目になりますが、議員定数及び選挙公営制度についての検討結果の報告ということで、こちらを資料として追加させていただきました。

次に、具体的な報告会の内容のほうになりますけれども、３ページ、４ページに報告会の物品等の配付目録ということで載せてございます。３ページのほうが、２会場やる班、２班と４班と５班になりますけれども、こちらの班の配付目録ということになります。

次に、４ページが３会場やる１班と３班の部分になりますが、違いがある分は、最初の３カ所配付用の資料ということで、基本的に各会場３０部ずつの資料を準備してございます。こちらが２会場分、または３会場分ということで、それぞれ６０部または９０部ということになってございます。

次に、手持ち資料の第５回の議会報告会概要一覧ということですが、こちらにつきましては今回の班、それぞれ班を編成しておりますけれども、それぞれの班の方が行く会場の前回の結果ということで、それぞれ皆さん個別に配付してございますので、前回の会場の報告ということで参考にいただければというふうに思います。

次に、物品関係ですけれども、こちらも前回と変わりはございません。受付簿がそれぞれ会場分、４枚または６枚、あと概要報告の様式も２部または３部ということで、３番から８番の物品についてはそれぞれ同じ枚数または個数ということで配付してございます。なお、物品については既に各班ごとにこういう形で袋に分けてございます。こちらに議会だよりと議員定数等の資料または次第というふうに、物品のほうもそれぞれ看板等、こちらの袋に入れてございます。

なお、概要報告と出席者の受付簿、こちらについてはこのように封筒に分けておりますので、それぞれ記入をこちらの封筒で、そのまま６月２１日まで提出していただければというふうに思います。

５ページと６ページにつきましては、そういうことで配付する次第ということになります。

７ページのＡ３判の部分になりますけれども、こちらについては議員定数と選挙公営制度の検討結果の報告ということで、Ａ３の両面という形になっております。こちら、議会運営委員会と、あとは全員協議会で協議した部分になりますけれども、その前に各会派に文書で検討結果を提出していただきました。そちらを基本的には全文掲載してございます。若干、各会派によって報告書の内容に差がといいますか、内容の量が違う部

分がありましたので、割愛している会派の部分も若干ございますが、基本的にはこういう形で配付していただければというふうに思います。7ページ、表面が議員定数、裏が選挙公営制度ということになります。

8ページが受付簿ということになります。

9ページ、10ページが各班から提出していただく概要報告ということで、こちらについても様式等に大きな変更はございません。こちらにも書いてございますが、提出期限が6月21日金曜日ということになってございます。

次に、11ページ、12ページになりますが、こちらが各会場の連絡票ということになります。それぞれの班で対応していただく形になります。なお、この中で7番の津軽石中学校学区で弘川地区公民館ですけれども、こちらについては、あす中嶋議員より事務局のほうで鍵をお預かりしますので、2班の方は当日事務局までとりに来ていただければというふうに思います。10番の田老第一中学校学区でグリーンピアですけれども、こちら田老のほうの社会福祉協議会が鍵を管理してございます。こちらのほうは、6月3日月曜日になるんですけれども、当日3日月曜日は夕方5時半までに田老センターに鍵を借りに行っていただく形になります。終了後ですけれども、翌日、すみません、ここは翌日4日の間違いになります、4日の朝8時15分ごろまでに返却していただくということで、こちらの対応をお願いしたいと思います。

そのほかについては、それぞれ管理人や職員がおりますので、そちらから鍵を借りていただく、または鍵の開閉が要らない場所ということになります。

当日といいますか、6月3日、4日の関係なんですけれども、議会の申し合わせ事項によりまして、6月1日から9月30日までは軽装、ノーネクタイの上着ということで既に確認をいただいておりますので、3日、4日の分の対応については、服装についてはクールビズで対応していただくということで確認させていただきたいと思います。

以上となります。よろしく……あと、それぞれの集合時間など、あと鍵の受け取り等の確認については、各班でそれぞれ打ち合わせをしていただいて決めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。

この件について、何かございますか。

田中議員。

○11番（田中 尚君） 資料の7ページですか、A3判の資料がありますが、その中のちょうど上のほうに、会派とはということでちょっと説明文があるわけなんです、「議会内で結成された同じ考えを持った議員のグループのことをいいます」と、ちょっとこの「同じ考えを持った」というのに若干抵抗感あるわけでありまして、ここはいわゆる会派の自治法上の用語とか、もう少し正確に、宮古市議会の会派規程を置きましたし、ちょっとここは改善してほしいなという思いがしておりますが、これは何か用語解説でこういうふうな解説になっているのかどうか。できるだけ市民の皆さんにわかりやすくというふうな意図でこの表現になっているんだろうとは思いますが、例えば「議会内で結成された政策を共有する議員のグループのことをいいます」とか、そういう形で考えを政策に改めるとかしたほうがいいのかと、そこだけでございます。つまらないことですみません。

○議長（前川昌登君） 菊地君、どうぞ。

○議会事務局主任（菊地政幸君） 先ほど、田中議員がおっしゃられたとおり、政策形成集団という位置づけな
んですが、わかりやすいようにということでこういう表現にさせていただきましたので、ご了承いただきたい
と思います。

○議長（前川昌登君） ご了承いただきたいと思います。どうもすみません。

議会が終わって、早速議会報告会ということで、大変ご苦勞をかけますが、よろしくお願いいたします。

横田議員、どうぞ。

○18番（横田有平君） 当日の資料については、議会広報だけでやるということでしたか。

○議長（前川昌登君） 菊地君、どうぞ。

○議会事務局主任（菊地政幸君） はい、そのとおりでございます。議会だよりの3月定例会号に基づいてとい
うことになります。

○18番（横田有平君） わかりました。

○議長（前川昌登君） いいですか。

そのほかなければ、この件についてはこれで終わりたいと思います。

○

協議事項（3） その他

○議長（前川昌登君） その他ですが、私のほうから少しお話をしておきたいことがございます。

今、配付されましたけれども、不祥事が起きたということでございまして、きょうの午後3時に市長が会見
をするということでございます。あしたおわびをするという形になると思いますけれども、議員の皆さんに記
者会見の前にお知らせを願いたいということでございましたので、配付させていただきました。

そのほか、皆さんから何かございますか。

橋本議員。

○12番（橋本久夫君） お願いなんですけれども、議会広報委員会ですけれども、皆さんの一般質問のほう6
月6日までということでお願いしておりますので、一般質問の方、よろしくお願いします。

あわせて次回の広報のほうに、今回の議会報告会のやつも掲載予定になっております。今回逃すと、もう次
の議会報告、議会だよりと11月になっちゃうので、締め切りが6月21日になっていますが、できるだけ21日
の締め切りを守っていただくと同時に、もし早目にできたところは提出していただいて、21日厳守でお願いし
たいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（前川昌登君） 議会報の委員長さんからのお願いでございます。期限をよろしくお願いいたします。

ほかになれば。

加藤議員、どうぞ。

○2番（加藤俊郎君） 鉄道復興対策特別委員会からですが、きのう皆さんの議席に配付になったと思います、
行政視察のご案内についてのレジュメが配付になっておりますが、6月5日午前9時出発ですのでよろしくお
願いします。

それで、服装はクールビズということにしたいと思いますので、クールビズってどういうことなのかなと私
も疑問なところはありますが、常識の範囲でということなようですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前川昌登君） 工藤議員。

○20番（工藤小百合君） すみません、ちょっと簡単なことなんですが、各班に前回の班の質疑、意見等々をいただいていたんですが、私4班なんですが、ここの質疑という中に、常任委員会で視察に行った時の中身を質問している部分がある……皆さんにないと思います、班ごとに中身違うので、ということは、各常任委員会が視察に行った中身をちゃんと把握して準備しておくという必要があるということですね、こういう質問が出たときにある程度答えるということは。

○議長（前川昌登君） 横田議員さん、何か。

菊地君、どうぞ。

○議会事務局主任（菊地政幸君） 先ほどの工藤さんの件ですけれども、各抽せんの際に、全ての班に全ての常任委員が配属になるような班編成にしておりましたので、その辺は大丈夫かと思います。

○20番（工藤小百合君） それは大丈夫だと思うんですけれども、各議員が各自所管する常任委員会のをちゃんと用意していただだけなんでしょうか。

○議長（前川昌登君） 内容をちゃんと把握していただきますということですね。

横田議員、どうぞ。

○18番（横田有平君） いいです。

ただ、これ終わったら経済常任委員の方々、ちょっと残っていただきたいと思います。そこをお願いします。

○

閉 会

○議長（前川昌登君） それでは、これをもって議員全員協議会を終わります。

午後 1時20分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登